

関島社会保険労務士事務所便り

2013年
10月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP：<http://www.srseki.info>



従業員の非行増加に備え、就業規則をチェック

◆飲食店や小売店で被害が続出

コンビニのアルバイト店員がアイス用の冷凍庫の中に入っているところを写真に撮ってSNSに掲載した事件を皮切りに、最近、飲食店や小売店で類似の事件が相次いで起こっています。

中には事件をきっかけに閉店することとなった店舗もあることから、経営者がこの問題を軽く考えてアルバイトに対する教育や労務管理をおざなりにすることは、経営の存続をも危うくする大きなリスクをはらんでいると言えます。

◆被害を未然に防止するには？

こうした非行を未然に防止するためには、就業時間中は業務に集中することとして携帯電話（スマホ）の操作やSNS等へのアクセスを禁じたり、休憩時間中や就業時間外であっても勤務先の不利益につながるような行為は厳に慎むべきことを教育したりする必要があります。

さらに、これらのことを職場におけるルールとして徹底するとともに、就業規則や店舗に備付けの業務マニュアル等にも明記しておく必要があるでしょう。

◆万が一に備えて就業規則等を確認

就業規則は、労働基準法により常時10人以上の労働者を使用する使用者に作成が義務付けられているものですが、正社員用の就業規則だけでアルバイト用のものは作成されていなかったり、アルバイト用の就業規則はあるが規定内容に不備があったりするケースがあります。

また、使用する労働者数が10人未満であることを理由として、そもそも就業規則が作成されていないこともあります。

就業規則が作成されていない、または規定内容に不備があるという場合、万が一従業員に非行があってもそれを事由とする懲戒処分には付したり懲戒解雇にしたりすることができなくなるおそれがあります。

今日こうした問題に対処するため、10人未満の会社でも就業規則の作成が必要になっており、自社の就業規則をチェックし、作成の仕方や見直しの要否等について検討してみると良いでしょう。

障害年金 こんなに違う国民年金と厚生年金

◆年金額が大きく異なります

障害等級に該当したとき、下表のように障害厚生年金1級と2級受給者には、それぞれ障害基礎年金1級及び2級の年金額が加わります。その結果、一般的に障害2級で約60万円～80万円ほど国民年金の障害年金より障害厚生年金が上回ります。また、障害3級や障害手当金は厚生年金のみにある制度です。

◆厚生年金か国民年金かの判断基準

障害年金は、障害になったすべての人に支給されるわけではありません。その

障害の原因となった傷病に関して、医療機関に最初にかかった日（初診日）の前日において、厚生年金保険加入者なら、障害厚生年金の対象になり、国民年金のみの加入の場合は障害基礎年金の対象になります。

また、保険料の納付要件を満たしていることが必要です。保険料納付要件は、初診日のある前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上保険料を納めて（免除期間含む）いるか、初診日のある前々月までの1年間に保険料の滞納期間がないことです。

（年金額は平成25年10月以降の額）

	国民年金の障害年金 (障害基礎年金)	厚生年金の障害年金 (障害厚生年金)
障害1級	973,100円 プラス18歳到達3月末までの子がいるとき、第1・2子224,000円、第3子74,600円。 (障害の子のとき20歳未満)	左の障害基礎年金1級の額（子の加算含む） プラス障害厚生年金3級の額の125% (厚生年金加入25年未満の人は25年加入していたとして計算) プラス配偶者加給224,000円
障害2級	778,500円 プラス18歳到達3月末までの子がいるとき、第1・2子224,000円、第3子74,600円。 (障害の子のとき20歳未満)	左の障害基礎年金2級の額（子の加算含む） プラス障害厚生年金3級の額＝報酬比例部分の年金額（厚生年金加入25年未満の人は25年加入していたとして計算） プラス配偶者加給224,000円
障害3級	なし	報酬比例部分の年金額（厚生年金加入25年未満の人は25年加入していたとして計算し、最低でも583,900円支給）
障害手当金	なし	一時金として障害厚生年金の額×2 (最低でも1,167,800円を支給)

障害の程度の概要

	障害の程度の概要
障害1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度
障害2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が 日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度
障害3級	身体の機能に 労働に著しい制限を受けるか、労働に著しい制限を必要とする程度
障害手当金	身体の機能に 労働に制限を受けるか、労働に制限を必要とする程度

健康管理への監督指導が強化

◆「過労死等発生事業場」への指導結果

東京労働局から、平成 24 年度に実施された、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させ労災申請が行われた事業場に対する監督指導結果の概要が公表されました〔8月16日〕。

対象となった 93 事業場の業種は、「交通運輸業」が最も多く、次いで「ソフトウェア・情報処理業」、「建設業」、「卸・小売業」の順で多くなっています。

また、企業規模としては、「10～49 人」が最も多く、次いで「100～299 人」、「10 人未満」、「300～999 人」の順となっています。

◆法違反の割合が 90%

今回の結果から、過労死等を発生させた事業場では「労働関係法令違反」の割合が 90%と高く、被災労働者に対する健康管理体制の不備のある事業場も高い割合であることがわかりました。

違反の状況としては、不適切な労働時間管理（労働時間の違反、未払残業など）によるものが多く増えており、特に「三六協定」の取扱いが厳しく監督指導されているようです。

また、違反のあった事業場のうち半数以上で、1カ月の時間外労働が 100 時間を超えるか、2カ月～6カ月の時間外労働が平均して月 80 時間を超えると認められたとのことです。

◆健康管理体制についての指導を強化

近年では、過重労働による健康障害を防止するためとして、衛生管理体制の不備についても重点的に指導が行われています。

内容は、健康診断の受診、有所見者への対応（医師等からの意見聴取、勤務軽減措置、保健指導）や、時間外・休日労働が多い労働者に対する医師による面接指導です。これらの中には努力義務のものもありますが、適切に取り組んでいない場合、いざ過労死や精神疾患の発症等が起きた際には、訴訟等において企業は不利な立場に置かれることとなります。

◆「ブラック企業」への取締りも

その他、社員が過重労働により亡くなったり精神疾患等で業務に就けなくなったりすれば、その影響は社員の家族や他の社員に多大な負担を強いることとなります。ひいては企業の社会的評価が低下するなど、経営自体にマイナスとなります。

また、いわゆる「ブラック企業」に対する集中的な指導監督も進められていますので、今後も行政による指導監督は強化されていくことと思われます。

この機会に、健康的に働くことができ、会社経営にもプラスとなる労働時間管理について検討してみてはいかがでしょうか。

過労死発生事業所業種別内訳（平成 24 年度）

業 種	事業場数	比率 (%)	業 種	事業場数	比率 (%)
製 造 業	5	5	ソフトウェア・情報処理業	12	13
建 設 業	10	11	病院・介護施設	5	5
交通運輸業	14	15	飲 食 店	8	9
卸・小売業	10	11	ビルメンテナンス・清掃業	1	1
金融・広告業	8	9	労働者派遣業	6	6
映画・テレビ制作	5	5	警 備 業	7	8
通 信 業	1	1	そ の 他	1	1
			合 計	93	100

●介護保険の自己負担割合引き上げへ

厚生労働省は、所得が一定以上ある人の介護保険の自己負担割合を、現在の1割から2割に引き上げる見直し案を社会保障審議会介護保険部会に示した。年金収入で年280万円以上か290万円以上の人を対象となる見込み。来年の通常国会で介護保険法を改正し、2015年度の実施を目指す。(9月26日)

●働く人の6割が仕事で強い不安

厚生労働省は、2012年「労働者健康状況調査」(従業員10人以上の民間企業で働く9,915人が回答)の結果を発表し、仕事で不安やストレスを感じている労働者が60.9%(前回調査比2.9ポイント上昇)に上ったことがわかった。ストレスの主な要因としては、「職場の人間関係」や「仕事量の多さ」などが挙げられた。(9月20日)

**●消費増税対策で非課税年金受給者へ
15,000円の一時金の方針**

自民・公明両党は、来春の消費増税時における低所得者対策として、住民税の非課税世帯(約2,400万人)に1人当たり1万円を支給する方針を固めた。このうち年金受給世帯(約1,300万人)などについては、5,000円を加算する。(9月19日)

●特別養護老人ホームの入所条件見直し

厚生労働省は、2015年度から特別養護老人ホームへの入居条件を、現行の「要介護1以上」から「要介護3以上」に見直す改革案を社会保障審議会介護保険部会へ示した。在宅での生活が困難な「中・重度の要介護者」の入居を促すのが狙い。2015年度の実施を目指し、来年の通常国会に介護保険法改正案を提出する。(9月18日)

●65歳以上の人口が過去最高の3,186万人

総務省が敬老の日に合わせて高齢者の人口推計を発表し、65歳以上の人口が過去最高の3,186万人(前年比112万人増)となり、

初めて総人口に占める割合が25.0%(同0.9ポイント増)に達したことがわかった。同省は、『団塊の世代』が65歳に達し始めたことが要因」としている。(9月16日)

●就活開始時期の繰下げを発表 経団連

経団連は、大学生の採用活動についての新たなルールを定めた「採用選考に関する指針」を発表した。会社説明会などの解禁時期を大学3年生の12月から3月に、面接や筆記試験の選考活動については4年生の4月から8月に、それぞれ繰り下げる。指針は2016年4月入社を選考活動から適用される。(9月14日)

●今年度の最低賃金 全国平均で12円増

厚生労働省が2013年度における都道府県ごとの最低賃金をとりまとめ、全国平均が764円(前年度比15円増)となったことがわかった。新賃金は10月頃から順次適用される。最低賃金が生活保護の受給額を下回る「逆転現象」は、北海道を除いて解消されることとなる。(9月10日)

●高額療養費 高所得者の負担増の見込み

厚生労働省は、高額療養費制度について「70歳未満」と「70~74歳」の高所得者の月々の上限額を引き上げ、負担を増やす方針を示した。上限額の見直しとなる所得の区分を細分化し、所得に応じた負担を徹底して医療費の抑制を図りたい考え。制度の見直しは2014年度以降になる見込み。(9月10日)

●派遣労働者の4割以上が正社員を希望

厚生労働省が平成24年の「派遣労働者実態調査」の結果を発表し、派遣労働者の約4割が正社員への登用を希望していることがわかった。一方、事業所が過去1年間に派遣労働者を正社員として登用したケースは2%未満にとどまり、労使の考えの違いが浮き彫りとなった。(9月5日)